

「ひなたのつどい(共生社会コンファレンス)」運営業務委託仕様書

1 委託業務の目的

障がい者の生涯学習の推進について、参加者が学び、考える機会とするために、本事業「みやざきの共生社会を目指す生涯推進事業」の取組として、「ひなたのつどい(共生社会コンファレンス)」を県が主催する。実施後は、YouTubeの宮崎県教育庁「教育ネットひむかチャンネル」にてオンライン動画として配信する。

2 業務を委託する期間

契約日から令和8年3月10日まで

3 開催概要

- (1) 日時 令和8年2月7日(土) 午前11時から午後3時まで
(体験ブースは午前11時から、トークショーは午後1時から開始)
- (2) 会場 イオンモール都城駅前 2階 イオンホール (メイン会場)
1階 旧アドラブル跡地 (体験ブース)
(〒885-0023 宮崎県都城市栄町 4672-5、電話 0986-45-0011)
- (3) 対象 一般県民、障がい者の生涯学習に関心のある方 など
- (4) 参加料金 無料
- (5) 内容 トークショー、取組紹介(写真・動画)、トークセッション など
- (6) 開催方法 会場とオンライン配信を組み合わせたハイブリッド開催
- (7) 参加方法 会場又はオンラインでの参加
- (8) 登壇者 司会者・講演者・市町村講座担当者・障がい当事者・行政担当者
- (9) 情報保障 会場の聴覚障がい者のための手話通訳者配置、
写真や動画の字幕テロップ、手話通訳の同時配信 など

4 事業内容

県生涯教育課と協議しながら、以下の業務を行うこととする。

(1) コンファレンス事前準備

- ① 運営台本の製作
- ② 開催案内チラシのデザイン製作、チラシ 250 部印刷、郵送及びデータ提出
- ③ 開催案内チラシのポスター印刷 20 部、郵送
- ④ 参加申込フォーム作成・運用、参加者一覧の作成
- ⑤ メイン会場設営案の作成及び設営(体験ブース設営を除く)
- ⑥ オンライン配信及び音響設備等の機器配置案の制作
- ⑦ 登壇者及び会場責任者との打ち合わせ
- ⑧ 登壇者のPC準備
- ⑨ 登壇者、委員、手話通訳者の控室の準備
- ⑩ トークイベント時における講演者への質問アンケートフォームの作成
- ⑪ トークセッション時における登壇者への質問アンケートフォームの作成
- ⑫ 会場内のステージ看板のデザイン制作、ステージ看板作成と設置

- ⑬ コンファレンスの評価や感想に係るアンケートフォームの作成

(2) コンファレンス運営業務

- ① 円滑な会場の運営に必要な人材配置
- ② オンライン配信用と音響用の機器等の搬入出、配置や運用
- ③ 司会者、講演者、登壇者、手話通訳者への対応
- ④ コンファレンス運営に携わる委員への弁当及び飲料水料金の負担、手配及び配付
- ⑤ 会場参加者への対応
- ⑥ 各種質問アンケートの配付・実施・集計
- ⑦ オンデマンド配信のための動画映像撮影

(3) オンライン配信業務

- ① 配信の円滑な運用
- ② 手話通訳者の手話映像と、発言内容の字幕テロップの同時配信
- ③ 配信用機器の準備・運用（カメラは定点1台とする。）
- ④ 配信テストの配信準備・運用
- ⑤ 申込者への案内（テスト配信、コンファレンス当日）
- ⑥ コンファレンス当日のオンライン参加者への対応
- ⑦ 配信に必要な人員の配置
- ⑧ オンライン配信に対応した音響機器の設置・運用

(4) 登壇者等の手配等業務

- ① すべての登壇者への依頼及び各種連絡、調整
- ② すべての登壇者へ肖像権等の確認業務
- ③ 司会者（障がい当事者の方）2名、登壇者3名への謝金・交通費の負担及び支払い業務
- ④ 講演者への謝金 330,000円（税込）の負担及び支払い業務
- ⑤ 講演者1名及び介助者1名の交通費、昼食費の負担及び支払い業務
- ⑥ 講演者及び介助者の宮崎空港～会場間（往復）のタクシー手配業務
※宮崎空港～会場間（往復）は、タクシー及び高速道路を利用する。
- ⑦ 司会者、講演者、登壇者へ礼状送付
- ⑧ 手話通訳者への謝金の負担及び支払業務

(5) コンファレンス事後業務

- ① コンファレンス会場撤去作業
- ② コンファレンスの評価や感想に係るアンケートの集計
- ③ オンデマンド配信用の撮影動画編集、テロップ作成及びデータ提出
- ④ 写真を含む成果物の制作、提出
- ⑤ コンファレンス参加者数（会場対面、オンライン）の集約

5 業務実施

- (1) 本委託事業に必要な依頼や謝金支払い等は、受託者が行うこと。
- (2) 本委託事業に係る物品は、受託者が準備すること。
- (3) 本委託事業の実施において、本仕様書に特に定めのないものについては、県生涯学習課と受託者で十分に協議して決定すること。

6 成果物

- (1) コンファレンス当日のオンライン配信等動画映像
オンライン配信した映像等は、県生涯学習課のパソコン環境で再生できる形式で、2部納品すること。ファイル形式は、別途、納品前に県生涯学習課へ確認すること。
- (2) YouTube 配信向けのアップロード用映像
(1) の映像データのうち、講演者のトークショー(35分間)を除いた映像を、動画配信用に加工し、記録媒体等に収納して2部納品すること。編集及び納品形式は、別途、県生涯学習課へ確認すること。
- (3) 開催案内チラシのデータ、印刷物及びそのデータ
- (4) 運営台本のデータ、印刷物及びそのデータ
- (5) 委託業務実施報告書
- (6) 委託業務収支精算書

7 支出方法

精算払い

8 その他

- (1) 本委託事業の実施にあたっては、委託先との打ち合わせを行い、指示に従うこと。
- (2) 本委託事業によって制作された成果物に係る著作権は、宮崎県、文部科学省に帰属するものとする。
- (3) 本委託事業は、委託先の指示のもとに作業を進め、必要に応じて関係書類を提出し、承認を受けるものとする。
- (4) 本事業の予算内で効果的な提案がある場合は、積極的に委託先へ提案すること。
- (5) 成果物データの提出に関しては、コンピューターウイルス対策ソフト等により検査した上で納品すること。成果物が納品時点でコンピューターウイルス等に感染していたことにより、委託先又は第三者が損害を受けた場合は、全て受託者の責任と負担により、原状回復及びその他賠償について対応すること。